

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

第34号議案 平成24年度島原市立中学校部活動外部指導者の委嘱について

平成24年9月3日 定例会

第 3 4 号議案

平成 2 4 年度島原市立中学校部活動外部指導者の委嘱について

平成 2 4 年度島原市立中学校部活動外部指導者に下記の者を委嘱する。

記

(第二中学校)

部 名	氏 名	性別	年齢	住 所	備考
ソフトテニス 女子	珠林 成子	女	4 2	島原市津町 5 8 1 番地 1	追加

平成 2 4 年 9 月 3 日 提出

島原市教育委員会

教育長 清水 充枝

提案理由

島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則第 5 条及び第 7 条により、指導者に委嘱しようとするものである。

(参 考)

○島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則（抜粋）

(身 分)

第 4 条 外部指導者は、非常勤とする。

(委 嘱)

第 5 条 外部指導者は、次の基準を満たすもののうちから学校長の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育に対する理解を持ち、必要な協力が得られること。
- (2) 職務遂行に必要な熱意を持っていること。
- (3) 体育、芸術、文化等に対する深い関心と理解を持っていること。

(任 期)

第 7 条 外部指導者の任期は、1 年とする。ただし、補欠の外部指導者の任期については、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、外部指導者が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときその他特別の理由があると認めるときは、前項の規定による任期の期間中においても解任することができる。

3 外部指導者は、再任することができる。

(委 任)

第 8 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。